

議案第 2 号

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

町の厳しい財政状況を鑑み、政務活動費の減額を行うことその他所要の改正を行う必要があるため提案する。

## 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例（平成26年南風原町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

第12条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、南風原町情報公開条例（平成13年南風原町条例第17号）第7条の非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、第4条第1項中「15,000円」を「5,000円」とする。

別記様式中

事 務 所 費		
---------	--	--

を

事 務 所 費		
事 務 費		

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</u></p> <p><u>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、南風原町情報公開条例（平成13年南風原町条例第17号）第7条の非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、第4条第1項中「15,000円」を「5,000円」とする。</u></p>	<p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 次に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 町内に住所を有する者</u></p> <p><u>(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人</u></p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

改正後

別記様式（第9条関係）

年 月 日

南風原町議会  
議長 殿

氏名 印

政務活動費に係る収支報告について

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

改正前

別記様式（第9条関係）

年 月 日

南風原町議会  
議長 殿

氏名 印

政務活動費に係る収支報告について

南風原町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

改正後

別紙

年度政務活動費収支報告書

氏名 \_\_\_\_\_

1 収入  
政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出  
(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
要 請 陳 述 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

改正前

別紙

年度政務活動費収支報告書

氏 名 \_\_\_\_\_

1 収入  
政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出  
(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
要 請 陳 述 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。